

## 目黒区子ども条例（仮称）制定に向けて—中間報告— **概要版**

平成 16 年 10 月 目黒区子どもの条例を考える区民会議

### <はじめに>

目黒区では、子どもの人権施策を一層推進することにより目黒区の未来を担う子どもたちがいきいきと元気に過ごせるまちの実現を目指して「子ども条例（仮称）」の制定に取り組んでいます。その検討にあたって、条例の基本的な考え方及び条例に盛り込むべき内容に対する助言を得ることを目的として、平成 16 年 1 月「子どもの条例を考える区民会議」が設置され、区長より諮問を受けました。

「子どもの条例を考える区民会議」では、「児童の権利に関する条約」の趣旨をふまえた「子どもの権利保障」を基本に、目黒区子ども条例（仮称）の基本的な考え方及び条例に盛り込むべき内容について検討を重ね、このたび中間のとりまとめを行いました。

この中間報告は、「子どもの条例を考える区民会議」の検討の状況を広くお知らせするとともに、区民との協働の条例づくりにふさわしく、目黒の将来の子ども支援とその施策のあり方について、幅広い区民論議を行うことを目指してつくられたものです。

### <ご意見をお寄せください>

「目黒区子どもの条例（仮称）制定に向けた中間報告への意見」と記入の上、はがき、メール、ファックスなどでお寄せください。いただいたご意見は、個別回答はいたしません、「子どもの条例を考える区民会議」の答申（年度内予定）に反映させていただき、その概要を公表することがあります。

**送付先：子どもの条例を考える区民会議事務局（目黒区子育て支援部子ども政策課）**

〒153-8573 目黒区上目黒 2-19-15 目黒区総合庁舎内 5722-9596 Fax5722-9328

E-mail:kosodate01@city.meguro.tokyo.jp

締め切り 12 月 28 日（火）



中間報告の本書は目黒区総合庁舎内区政情報コーナー、地区サービス事務所、図書館などに置いてあります。目黒区ホームページ（<http://www.city.meguro.tokyo.jp/>）でもご覧いただけます。

### <「子どもの条例を考える区民会議」からの説明会を下記の日程で開催します。>

- 第 1 回 12 月 6 日（月）午前 10 時から 11 時 30 分 守屋教育会館
- 第 2 回 12 月 8 日（水）午前 10 時から 11 時 30 分 月光原住区センター
- 第 3 回 12 月 14 日（火）午後 7 時から 8 時 30 分 東山住区センター
- 第 4 回 12 月 15 日（水）午後 7 時から 8 時 30 分 八雲住区センター
- 第 5 回 12 月 19 日（日）午後 2 時から 5 時 中目黒住区センター（講演会同時開催予定）

## **目黒区子ども条例（仮称）に盛り込むべき素案の概要**

### 1 条例制定の趣旨、意義、背景など

#### (1) 人権と平和、子どもの人権を尊重するまち、めぐろ

区は、子どもの人権が尊重され、子どもたちが安全で、安心して生き生きと生活し、学びあい、参加していけるようまちづくりを進めていきます。

#### (2) 子どもへの社会的支援

子ども自身が権利主体として自らの意思でいきいきと成長していく「子育て」の考え方にに基づき、子

子どもが人間的に成長し自立していくための社会的な支援を行うことが重要です。

### (3) 子どもと向き合うおとなの姿勢

子どもを、一個の人格をもった権利主体としてとらえ直し、子どもの意思を尊重し、おとなが子どもの目線で忍耐強く、誠実に向き合い続ける姿勢をとれることが大切です。

### (4) 子どもの権利と社会の責任

子どもの生存と発達、保護、参加を実現するための子育てを支援する活動は、家庭、地域学校等の身近な生活の場をはじめ、社会全体の責任において営まなければならない。

### (5) 子どもの意見の尊重

子ども一人ひとりが自分の持っている力に気づき、自らの意思で生き抜いていく力を培うために、子どもの意見表明・参加の機会を保障することが求められています。

### (6) 親・保護者への社会的支援

核家族化や地域の子育て機能低下などの社会的変化の中で、親・保護者が安心して楽しく子育てを行えるよう子育て環境を整え、社会的に支援していくことが求められています。

### (7) 子どもの権利侵害の予防

親・保護者の社会的支援は、権利侵害の予防的な側面からも重要です。問題を発生させない環境をつくるとともに、問題を早期発見し、重度化を予防することが重要です。

### (8) 子どもを支える地域づくり

家庭、学校、施設がゆとりをもって子どもを文化的にも社会的にも支援し、楽しく学び、子育てができるように、地域社会全体でバックアップしていく必要があります。



## 2 条例の目的、対象、区の責務等

### (1) 条例の目的

「児童の権利に関する条約」に基づき、子どもの最善の利益の実現をめざし、子どもの権利の普及と保障をはかること

子ども自身が権利主体であることの自覚を培うための支援を含めて、子育てへの環境整備、仕組みづくりとそのための施策の推進をはかること

子どもとともにまちづくりを進めることを通して、地域の人々の豊かな関係をつくり、子どもとおとなとの新たな信頼関係の構築をはかること

### (2) 定義

条例の適用対象となる「子ども」とは、区民をはじめとする区に関係のある18歳未満の者

条例上用いる「育ち・学ぶ施設」とは、児童福祉法上の児童福祉施設および学校教育法、社会教育法上の教育施設、その他子どもが主に利用する施設

### (3) 区の責務

子どもの権利の視点に基づく子ども支援、親子支援、権利擁護の施策の推進

区が設置する育ち・学ぶ施設における子どもの権利保障、子どもの学び、子育て支援の促進

子どもやその家庭の問題の発生予防や、早期発見・重度化の予防など、問題の予防を重視した施策の促進

子どもを支える活動を行う区民、区民活動団体等への支援

区内の事業者に対する子ども支援への理解と協力の促進



### 3 子どもの権利の啓発と普及

#### < 権利主体としての子ども観の確立 >

区は、子どもが一人の人格をもった権利主体であることを積極的に受けとめ、その人間としての意思と成長上のニーズを尊重していこうとする意識の醸成をはかります。

#### < 子どもの権利の普及・啓発 >

区は、子どもの権利について普及と啓発に努めます。

#### < 自他の権利を守るための権利学習 >

区は、子どもが自己の権利に気づき、学ぶとともに、他者の権利を尊重する責任、権利の相互尊重の精神などについて学習する機会を保障するよう努めます。



### 4 子育て・子ども支援と社会の役割

#### < 親・保護者の役割 >

親・保護者は、子どもの最善の利益の実現に努めるとともに、子どもの成長発達を保障していく第一義的な担い手です。

#### < 育ち・学ぶ施設の役割 >

設置者および職員は、地域との連携、区民・区民活動団体との協働のもとで、子どもを支援し、子どもの権利を保障します。

#### < 地域における区民・区民活動団体・事業者等の役割と協働 >

区は、地域において子どもを支えていくため組織・ネットワークづくりの促進に努めるとともに、地域を支える様々な区民、区民活動団体、事業者等との協働に努めていくことが求められています。

### 5 乳幼児の権利と親子支援

#### < 乳幼児の権利と親・保護者の役割 >

親・保護者は、乳幼児の第一の理解者です。共感的な相互の信頼関係の中で成長していく乳幼児の権利の保障のために、子どもの気持ちを理解し、受容し、応答していく役割を担っています。

#### < 乳幼児の成長発達のための人材養成 >

区は、乳幼児の気持ちを理解し支えることのできる職員を養成・配置するとともに関係者の研修等をおこなうよう努めます。

#### < 乳幼児期の親子支援及び妊婦、ひとり親家庭の支援 >

区は、子どもの成長上のニーズに対応できる親となるための学習支援、親自身の自己実現支援、子育てへの支援など親子支援体制を確立し、負担感の軽減をはかることが必要です。



### 6 子どもの意見表明・参加の支援

#### < 意見が尊重され、参加する権利 >

子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政などあらゆる場において、その意見が尊重され、参加する権利が保障されます。

#### < 意見表明・参加しにくい子どもの支援 >

区は、乳幼児、障がいのある子どもなど、意見表明・参加しにくい状況下に置かれた子どもに対して、

意見表明・参加しやすい条件の整備に努める必要があります。

#### <目黒区子ども会議（仮称）の開催>

区は、子どもの意見表明・参加意欲の向上と主体の形成を図るとともに、その意見を区政に反映させるために「目黒区子ども会議」を開催します。



### 7 子どもの居場所づくりへの支援

#### <子どもの自分らしく生きる権利と居場所>

子どもには、自分らしく生きる権利があり、ありのままの自分を受け入れてくれる居場所が必要です。

#### <子どもの居場所>

子どもは誰でも、安全・安心で、自分が必要とされていると実感でき、自己実現が促進される居場所をもつことができます。

#### <公共、家庭、地域における居場所づくり>

区及び区民は、子どもの身近な生活の場において、子どもの居場所が確保されるように努めることが求められます。区は、既存施設あるいは新規に子どもの居場所を確保できるよう努めます。

### 8 子どもからの相談・権利擁護

#### <子どもの安心して生きる権利>

子どもは、愛情と理解をもって生まれ、育ち、あらゆる暴力や差別にさらされることなく、平和と安全な環境のもとで、安心して生きる権利があります。

#### <子どもが安心して話ができて、相談できる場>

区は、児童館などの子ども専用の相談、子ども専用の電話、「目安箱」など、多様な方法で、子どもが自由に、安心して相談できる場の確保に努めます。

#### <子どもの権利擁護委員等の制度>

子どもの全般的な生活の中で、権利の救済が迅速かつ的確になされる第三者機関としての「子どもの権利擁護委員」（仮称）を設置することなど新たな権利擁護制度の設置が必要です。



### 9 子ども総合計画と区民との協働

#### <子ども総合計画の策定>

区は、子どもの権利保障の視点に立った子ども支援を進めるために子ども総合計画を策定し、子ども施策の総合的・計画的な実施に努めます。

#### <子ども総合計画の推進と区民との協働>

区は、子ども総合計画の推進にあたっては、区民、区民活動団体、事業者等との協働により進めるよう努めます。

#### <子ども総合計画の立案・評価等を行う組織>

区は、子ども総合計画づくりをその立案、評価等の過程を通して総合的、計画的に推進していくための区民や有識者等からなる組織を設置します。

**Thank you**

